

公 示

下記のとおり、「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業にかかる企画競争参加者を募集します。

記

- 1 件名
「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業
- 2 応募資格
応募資格は、「知」の集積と活用の際の研究開発プラットフォームのプロデューサー又はプロデューサーの推薦を受けた者を事業実施責任者（プロジェクトリーダー）としたプロジェクトチームとする。
プロジェクトチームは、次の（１）～（６）の全ての要件を満たす者とする。
なお、プロジェクトチームが単独で対象事業を行えない場合には、適正な委託事業を遂行できる共同事業体（対象事業を共同して行うことを目的として複数の事業実施責任者等により構成される組織をいう。）として参加することができる。
その場合、企画書等の提出時までに共同事業体を構成し、事業実施責任者（プロジェクトリーダー）を決め、他の者は構成員として参加するものとする。
なお、共同事業体についても、（１）～（６）の条件を満たす必要がある。
さらに、共同事業体として企画競争に参加する場合は、契約までに共同事業体の結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し締結すること。また、協定書の作成に当たっては、業務分担及びその考え方並びに実施体制についても、明確に記載すること。
「知」の集積と活用の際の研究開発プラットフォームのプロデューサー以外が事業実施責任者（プロジェクトリーダー）となる場合は、所属若しくは連携する研究開発プラットフォームのプロデューサーからの推薦を受けた者であること。共同事業体の事業実施責任者（プロジェクトリーダー）の場合も同様とする。
（１）平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた者であること。（競争参加資格のない者は、企画書提出までに競争参加資格の申請を行い、令和3年9月3日（金）までに競争参加資格を取得すること。）
（２）農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
（３）法人格を有する代表機関が選定されていること。代表機関には経理事務を行う能力があること。
（４）意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした規約が定められていること。ただし、プロデューサー等が所属する研究開発プラットフォームの管理運営機関等が代表機関となる場合は、該当研究開発プラットフォームの規約に代えることができる。
（５）（４）の規約において、一つの手続きにつき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
（６）プロジェクトチーム、共同事業体の構成員は全員が、「知」の集積と活用の際の産学官連携協議会の会員であること。
なお、「知」の集積と活用の際の産学官連携協議会の入会申込みについては、「知」の集積と活用の際の産学官連携協議会事務局（委託先：アズ・ワールドコム ジャパン(株)、電話 03-5575-3228）へ問い合わせること。
- 3 契約候補者の選定方法
「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業に係る企画競争応募要領に基づき提出された企画書等において書面審査を行い、平均点が高い企画書の提案者から順に予算の範囲内で契約候補者を選定する。

- 4 契約条項を示す場所、説明書を交付する場所及び期間
（１）日時：令和3年7月26日（月）～令和3年8月25日（水）
9:00～12:00、13:00～17:00
（２）場所：農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課用度係

- 5 説明会の開催
（１）開催日時：令和3年7月29日（木） 10:30～
（２）開催場所：オンライン開催
事前に参加申し込みを受け付け、会議のURLを送付する。
なお、応募に際して説明会への参加は必須ではない。

- 6 企画書等の提出期限及び提出場所
（１）提出期限：令和3年8月25日（水） 12:00
（２）提出先：茨城県つくば市観音台2-1-9
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課用度係

- 7 審査の実施
（１）「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業の企画審査について」に基づき、提案について書面による審査によりポイント付けを行い、ポイントの高い順に採択優先順位を定め予算の範囲内で契約候補者を選定する。
審査委員会による指摘等があった場合には、指摘等を反映した申請書類を提出させることがある。なお、この場合にあっても、ポイントの変更は行わないものとする。
（２）審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

- 8 企画案の無効
本公示に示した参加資格を満たさない者の企画書等は無効とする。

- 9 その他
本公示に記載なき事項は、「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業に係る企画競争応募要領による。

以上、公告する。

令和3年7月26日

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局
筑波産学連携支援センター
センター長 田熊 秀行

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表などの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、当省ホームページ (https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf) をご覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略など取組んでいます。